

鳥取市障がい者計画
第7期鳥取市障がい福祉計画
第3期鳥取市障がい児福祉計画

「いつまでも暮らしたい 鳥取市」
～共に生きる地域づくり～

鳥取市

～総論～

1. 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成 27（2015）年 3 月に「鳥取市障がい者計画」、令和 3（2021）年 3 月に「第 6 期鳥取市障がい福祉計画・第 2 期鳥取市障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策を展開してきました。

上記 3 計画について計画期間が令和 5（2023）年度で終了することから、本市の障がい者施策のさらなる推進と充実を標榜するとともに、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本的方向と見込みを改定する必要があります。

障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和 6（2024）年度を初年度とする「鳥取市障がい者計画」及び「第 7 期鳥取市障がい福祉計画・第 3 期鳥取市障がい児福祉計画」を策定します。

2. 国の基本計画について

国では、障害者基本法第 11 条に基づき「障害者基本計画（第 5 次）」（計画期間：令和 5（2023）～令和 9（2027）年度）を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画として位置付けています。

本市においても国の基本計画を踏まえ、以下の点に留意しながら障がい者施策の充実に関する取組を推進することとします。

《障害者基本計画（第 5 次）で追加・充実された項目や視点（概要）》

■障害者基本計画(第 5 次)の基本的な考え方

- ◎「誰一人取り残さない」という SDGs（持続可能な開発目標）の理念
- ◎「障害者差別解消法改正法」に関する、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け、行政機関相互間の連携強化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置強化
- ◎社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- ◎「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組の推進
- ◎総合的かつ分野横断的な支援として「ヤングケアラーへの支援」の追加

■各分野における障がい者施策の基本的な方向

- ◎虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ◎強度行動障がい有者に対する支援に関する研修等の実施の支援体制整備
- ◎どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じない取組の推進
- ◎ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
- ◎情報アクセシビリティの向上に向けたICT（情報通信技術）等の利活用の推進や支援
- ◎医療的ケアが必要な者に対する各種支援や研修の実施等を推進
- ◎障がい児における、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援の推進
- ◎障がい児に対する幼児期から学齢期、学校卒業後も一貫した効果的な支援体制の整備

3. 計画の位置付け

① 鳥取市障がい者計画【9か年計画】

「鳥取市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

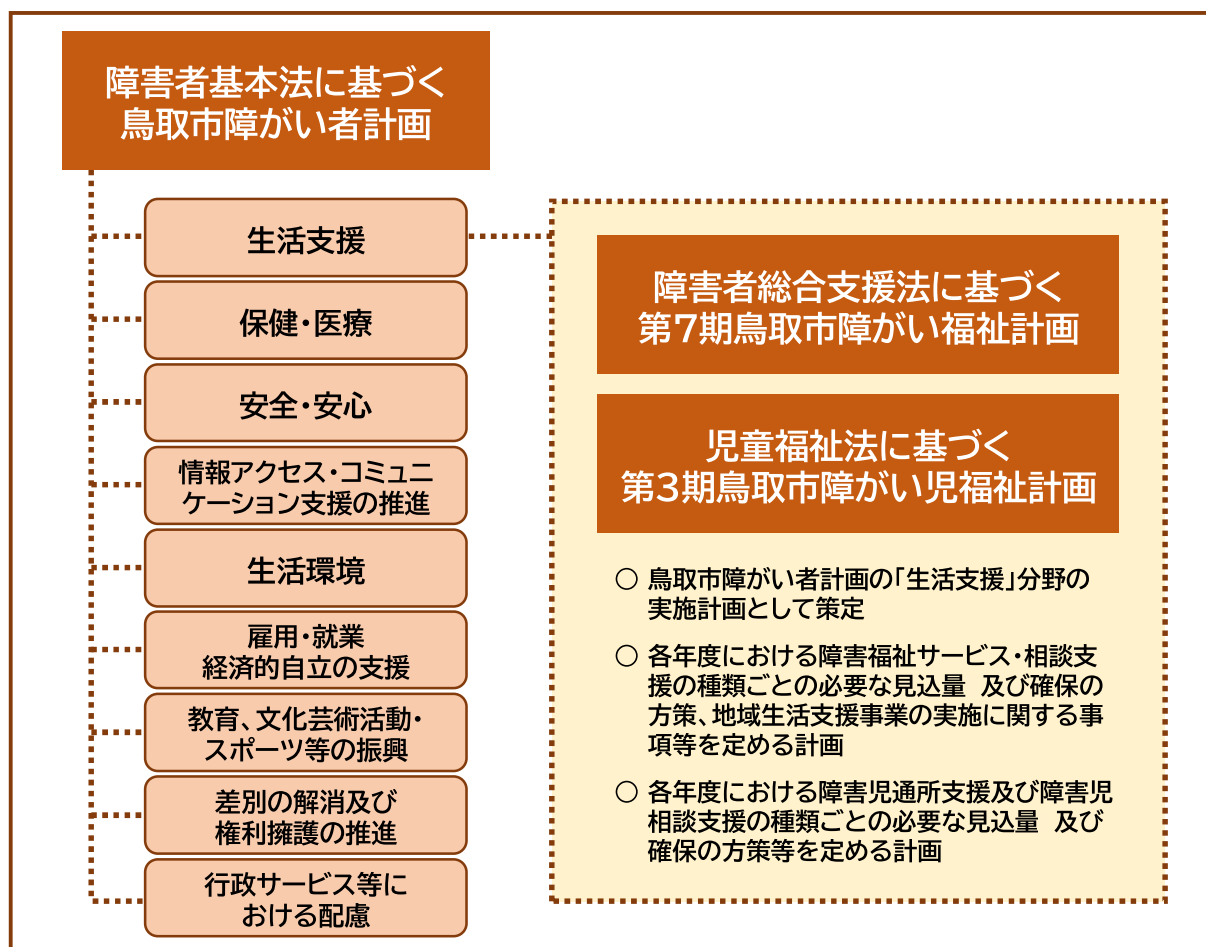
② 鳥取市障がい福祉計画【3か年計画】

「鳥取市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

③ 鳥取市障がい児福祉計画【3か年計画】

「鳥取市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障害児通所支援及び障害児相談支援を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

	H27～29	H30～R2	R3～5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画	障がい者計画			障がい者計画								
障がい福祉計画	第4期	第5期	第6期	第7期								
障がい児福祉計画		第1期	第2期	第3期								



～障がい者計画～

1. 基本理念

【基本理念】「いつまでも暮らしたい 鳥取市」～共に生きる地域づくり～

本市では、これまで「鳥取市障がい者計画」の基本理念をもとに、障がいに対する理解の促進や日常生活における支援、雇用・就労、教育など、様々な施策・事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

この基本理念のもと、障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現を目指します。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、障害者基本法に示される合理的配慮について普及を図りながら差別のない社会を構築するとともに、行政と事業者、当事者だけでなく、地域住民、地域団体等、様々な主体の参画と理解のもとに取組を進めることとします。

2. 施策体系

基本方針	取組
(1) 生活支援	①意思決定支援の推進 ②相談支援体制の構築 ③在宅サービス等の充実 ④障がい児支援の充実 ⑤サービスの質の向上 ⑥人材の育成・確保 ⑦福祉用具その他の普及促進等
(2) 保健・医療	①保健・医療の充実 ②精神保健・医療の提供等 ③難病に関する施策の推進 ④障がいの原因となる疾病等の予防・治療
(3) 安全・安心	①防災対策の推進 ②防犯対策の推進 ③消費者トラブルの防止及び被害からの救済
(4) 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進	①情報提供の充実 ②コミュニケーション支援の充実 ③行政情報のバリアフリー化 ④読書バリアフリーの推進
(5) 生活環境	①住宅の確保 ②公共交通機関のバリアフリー化の推進 ③公共施設等のバリアフリー化の推進 ④障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
(6) 雇用・就業、経済的自立の支援	①障がい者雇用の促進 ②総合的な就労支援 ③障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 ④福祉的就労の底上げ ⑤経済的自立の支援
(7) 教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興	①インクルーシブ教育システムの構築 ②教育環境の整備 ③文化芸術活動、スポーツ等の振興 ④文化財の活用推進
(8) 差別の解消及び権利擁護の推進	①障がいを理由とする差別の解消 ②権利擁護の推進

(9) 行政サービス等における配慮	①行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進 ②選挙における配慮
-------------------	---

～第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画～

1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本市では令和5（2023）年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

「基本指針」の主な概要（厚生労働省通知：令和5年5月19日）

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応

2. 基本指針に基づく「成果目標」

項 目	実績	目標		
	R4年度末	R6年度末	R7年度末	R8年度末
①施設入所者の地域生活への移行				
地域生活への移行者数	累計 3 人	4 人以上	累計 9 人以上	累計14人以上
施設入所者数の削減見込	累計 7 人減 (342人)	3 人減以上 (339人)	累計 6 人以上減 (336人)	累計10人以上減 (332人)
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築				
退院後 1 年以内の地域での平均生活日数	【参考】 H30 年度 実績 319 日	—	—	325.3 日以上
精神病床における入院後 3 か月時点の退院率	【参考】 (R4 年度末 時点) 国未公表	—	—	68.9%以上
精神病床における入院後 6 か月時点の退院率		—	—	84.5%以上
精神病床における入院後 1 年時点の退院率		—	—	91.0%以上
協議の場の開催回数	1 回/年	2 回/年	2 回/年	2 回/年
協議の場への関係者の参加者数	25 人/回	23 人/回	23 人/回	25 人/回
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施なし	1 回/年	1 回/年	1 回/年
精神障がい者の地域移行支援	1 人/月	2 人/月 以上	3 人/月 以上	4 人/月 以上
精神障がい者の地域定着支援	1 人/月	2 人/月 以上	3 人/月 以上	4 人/月 以上
精神障がい者の共同生活援助	91 人/月	105 人/月 以上	112 人/月 以上	119 人/月 以上
精神障がい者の自立生活援助	5 人/月	7 人/月 以上	9 人/月 以上	11 人/月 以上
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	9 人/月	10 人/月 以上	11 人/月 以上	12 人/月 以上
③地域生活支援の充実				
地域生活支援拠点等の整備	整備	体制強化及び機能の充実	体制強化及び機能の充実	体制強化及び機能の充実
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人	1 人
運営状況の検証・検討	7 回/年	7 回/年	7 回/年	7 回/年
強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の整備	障害福祉サービス事業所によっては、受入が困難な場合もあり、同居する家	—	—	強度行動障がい者を有する者の個別の支援ニーズを把握し、関係機関と連携をと

		族にとって重い負担となり、本人の状態が悪化する実情がある。			り、支援体制の構築を行う。
④福祉施設から一般就労への移行等		※この項目④の実績値はR3年度末			
就労移行支援事業からの移行者数	実績なし	2人以上	4人以上	6人以上	
就労継続支援A型事業からの移行者数	6人	8人以上	10人以上	10人以上	
就労継続支援B型事業からの移行者数	12人	15人以上	15人以上	15人以上	
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	実績なし	50%以上	50%以上	50%以上	
就労定着支援事業の利用者数	実績なし	2人以上	2人以上	2人以上	
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	実績なし	25%以上	25%以上	25%以上	
⑤障がい児支援の提供体制の整備等					
児童発達支援センターの設置	1か所	—	—	1か所	機能の充実
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制	整備	—	—	—	内容の充実
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	2か所	—	—	2か所以上	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	2か所	—	—	2か所以上	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	内容の充実	内容の充実	内容の充実	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置 (49人)	52人以上	55人以上	58人以上	
⑥相談支援体制の充実・強化等					
基幹相談支援センターの設置	設置	内容の充実	内容の充実	内容の充実	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	実績なし	4件/年以上	4件/年以上	4件/年以上	

件数				
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（研修会の開催）	1 回/年	1 回/年 以上	1 回/年 以上	1 回/年 以上
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（自立支援協議会の部会等の開催）	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年
個別事例の支援内容の検証の実施回数	実績なし	4 回/年 以上	4 回/年 以上	4 回/年 以上
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	実績なし	1 人以上	1 人以上	1 人以上
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	実績なし	3 回以上	3 回以上	3 回以上
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	19 事業所	17 事業所	17 事業所	17 事業所
自立支援協議会の専門部会の設置数	7 部会	7 部会	7 部会	7 部会
自立支援協議会の専門部会の実施回数	42 回	42 回以上	42 回以上	42 回以上
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築				
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	3 人	4 人以上	4 人以上	4 人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	実績なし	1 回/年 以上	1 回/年 以上	1 回/年 以上
指導監査結果の関係市町村との共有回数（事務担当者会の実施）	1 回/年	1 回/年 以上	1 回/年 以上	1 回/年 以上

3. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における重点施策

(1) 第7期障がい福祉計画における重点施策

○ 相談支援事業の充実強化 【拡充】

障害福祉サービスは、多岐にわたり、また、サービス利用希望者の身体状況や家族状況によってもその内容は異なります。窓口となる一般相談、そして具体的なサービス利用に結び付けるための調整を行う計画相談の体制整備をさらに進めていきます。

また、困難事例の対応や各相談支援事業所の調整機能を担う鳥取市基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の連携強化や提供サービスの質の向上を図り、障がいのある人やその家族の自立した生活を支援します。

さらに、障がいのある人を取り巻く状況は、近年複雑化、多様化しており、「重層的支援体制整備事業」による他機関協働の仕組みを活用しながら、地域の様々な相談を受け止め、必要な人に必要な支援が行き届くよう、相談支援事業の充実強化を図ります。

○ 就労への支援 【継続】

障がいのある人が自立し、生きがいを持って生活していくためには経済的な充足も重要です。障害福祉サービスの就労継続支援事業所では、単に利用者が通所して時間を過ごすだけでなく、それぞれに適した作業内容が適切に行われているか、賃金（工賃）に結び付いているかなど、事業所の自主的で質の高いサービス提供体制が整うよう、先進事例の紹介や個別指導等により着実に進めていきます。

また、鳥取県、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター「しらはま」、相談支援事業所などの関係機関との連携を強化し、就労移行支援事業を通じて一般就労へとつなげる事業所の支援を進めるとともに、就労への定着を促進していきます。

○ 地域生活の支援体制の整備 【※新規】

障がいのある人の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の定着を目指すとともに、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムとして、「地域生活支援拠点等」の体制の強化及び機能の充実を進めていきます。

また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉などの関係機関の連携を密にし、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。

(2) 第3期障がい児福祉計画における重点施策

○ 切れ目のない支援体制等の構築 【継続】

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業、障害福祉サービスへの移行まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図るとともに、重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実を図ります。

4. 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
-----	-------	-------	-------

居宅介護	利用者数	人/月	3 5 8	3 6 6	3 7 4
	利用時間	時間/月	5, 2 0 3	5, 2 1 6	5, 2 2 9
重度訪問介護	利用者数	人/月	1 4	1 5	1 7
	利用時間	時間/月	1, 8 9 5	2, 4 1 3	3, 0 7 2
同行援護	利用者数	人/月	3 1	3 2	3 3
	利用時間	時間/月	3 4 0	3 5 3	3 6 6
行動援護	利用者数	人/月	2	3	3
	利用時間	時間/月	2 0	2 3	2 7
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	人/月	6 8 8	6 9 3	6 9 9
	利用日数	人日/月	1 1, 6 6 7	1 1, 6 8 4	1 1, 7 0 1
療養介護	利用者数	人/月	5 0	5 0	5 0
短期入所（福祉型）	利用者数	人/月	4 0	4 2	4 4
	利用日数	人日/月	2 5 0	2 6 2	2 7 5
短期入所（医療型）	利用者数	人/月	1 5	1 6	1 7
	利用日数	人日/月	1 0 5	1 1 2	1 1 9
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人/月	1	1	1
	利用日数	人日/月	1 9	1 9	1 9
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人/月	1 5	1 7	1 9
	利用日数	人日/月	2 2 5	2 5 5	2 8 5
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	1	1	1
	利用日数	人日/月	1 9	1 9	1 9
就労選択支援	利用者数	人/月	0	2	2
就労移行支援	利用者数	人/月	1 8	1 9	2 0
	利用日数	人日/月	1 8 5	1 9 0	2 0 0
就労継続支援（A型）	利用者数	人/月	1 3 7	1 4 1	1 4 5
	利用日数	人日/月	2, 6 1 6	2, 6 8 4	2, 7 5 3
就労継続支援（B型）	利用者数	人/月	1, 1 3 1	1, 1 4 8	1, 1 6 5

	利用日数	人/月	17,838	17,876	17,915
就労定着支援	利用者数	人/月	2	2	2

(3) 居住系サービス

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	262	276	290
(うち重度障がい者数)	利用者数	人/月	4	5	6
施設入所支援	利用者数	人/月	339	336	332
自立生活援助	利用者数	人/月	9	11	13

(4) 相談支援

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人/月	559	588	618
地域移行支援	利用者数	人/月	3	4	5
地域定着支援	利用者数	人/月	3	4	5

5. 地域生活支援事業の見込み量

【必須事業】

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
■	障害者相談支援事業	事業所数	7	7	7
		相談員数	20	20	20
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業 (申立費用)		件数/年	5	5	5

成年後見制度利用支援事業 (後見人等報酬)		件数/年	5 5	5 8	6 2
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
■	手話通訳者派遣事業	件数/年	3, 2 5 0	3, 2 5 0	3, 2 5 0
		実依頼数/年	1 1 0	1 1 0	1 1 0
	要約筆記者派遣事業	件数/年	9 5	9 5	9 5
		実依頼数/年	8	8	8
	手話通訳者設置事業	件数/年	4, 2 0 0	4, 2 0 0	4, 2 0 0
	(設置手話通訳者数)	人	7	7	7
	登録手話通訳士・通訳者	人	3 1	3 3	3 4
日常生活用具給付等事業		件数/年	5, 3 5 2	5, 3 5 2	5, 3 5 2
手話奉仕員養成事業		研修受講者数/人	2 5	2 5	2 5
移動支援事業(個別支援型)		利用者数/年	9 8	9 9	1 0 0
地域活動支援センター事業		事業所数	2	2	2
		延利用者数/年	5, 6 0 0	5, 6 0 0	5, 6 0 0

【任意事業】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	1 0	1 0	1 0
生活支援事業(さわやかサロン等)	利用者数/年	4 5	4 7	5 0
日中一時支援事業	利用者数/年	7 6	7 7	7 8
	人日/年	3, 8 5 9	3, 9 5 2	4, 0 4 7
点字・声の広報等発行事業	月1回発行	月1回発行	月1回発行	月1回発行
地域生活 促進事業	デイサポート事業	利用者数/年	1 4	1 4

6. 障害児通所支援等の見込み量

(1) 障害児通所支援、障害児相談支援等

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人/月	7 5	7 7	7 8

	利用人日	人/月	830	859	889
放課後等デイサービス	利用者数	人/月	405	436	469
	利用人日	人日/月	4,961	5,232	5,517
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	27	27	27
	利用人日	人日/月	31	31	31
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人/月	1	1	1
	利用人日	人日/月	6	7	8
障害児相談支援	利用者数	人/月	131	140	149

(2) 障がい児に対する「子ども・子育て支援制度」の提供体制の整備

■見込み量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1号認定	24人	24人	24人
2号認定	107人	107人	107人
3号認定	9人	9人	9人
放課後児童健全育成事業	113人	114人	115人